

会 議 録

《会議名称》 令和4年度 第1回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和4年5月13日(金)15:00~17:00 《開催場所》 岸和田市立中央公民館 4階多目的ホール	承認		
	会長	泉原 委員	稲垣 委員
	5/30	5/31	5/31

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

泉原 委員	稲垣 委員	今西 委員	大野 委員	岡田 委員	木多 委員	齊藤 委員	竹田 委員	田中 委員	所 委員	中野 委員	星乃 委員	堀田 委員	山本 委員
○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○

（委員 14 名中、12 名出席）（×は不参加）

岸和田市) 堤副市長、松下まちづくり推進部長
 事務局) 都市計画課 山田、松下、柿花、西出、大北、頓花
 傍聴者) なし

《概 要》

- 委嘱状の交付
- 自己紹介
- 会長、副会長の選出
- 審議案件
 - 1.岸和田市景観審査小委員会の設置について
 - 2.こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて
 - 3.岸和田市都市景観賞の選考について
- 報告事項
 - 1.景観施策の取り組みについて
 - 2.令和4年度年間スケジュールについて

《内 容》

- 開会
 - ・14名中12名の委員出席を確認。
 - 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
 - ・傍聴状況報告。
- 委嘱状の交付
 - ・副市長からの手交
- 挨拶
 - ・堤副市長挨拶
- 紹介
 - ・委員の自己紹介
 - ・事務局幹部の紹介
- 会長・副会長の選出、挨拶
 - ・会長に田中委員、副会長に中野委員・堀田委員が選出され、承認される。
- 会議録確認者の指名
 - ・令和4年度第1回景観審議会の会議録確認者として泉原委員と稲垣委員の2名を指名し、承認される。
- 議案第1号「岸和田市景観審査小委員会の設置について」
 - 岸和田市景観審査小委員会の設置について、事務局より説明。
 - 岸和田市景観審査小委員会委員名簿（案）配布
 - 景観審査小委員会委員：大野委員、木多委員、田中委員、堀田委員、山本委員

(会 長) ・岸和田市景観審査小委員会委員は、会長が指名することとなっており、予めご本人に内諾をいただいている。委員名簿案の通り承認してよろしいか。

(委 員) ・(一同)了承。

■議案第2号「こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて」

こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委 員) ・資料2-2別表2視点と評価(4)に岸和田城と久米田池だけを記載しているが、岸和田市のいいところを幅広く引き出そうという趣旨からすると具体的に名前を出さなくてもよいのではないか。

(事務局) ・岸和田城と久米田池は毎年たくさんの応募があるため、これまでとは異なる新たな視点であるかを評価するために入れさせていただいている。

(委 員) ・資料2-5のアンケートについて、5番目の質問の参加したい取り組みとして挙げている選択肢は、すべてすでに実施しているものか。

(事務局) ・実施している。まちかど審査で皆さんにどれが一番気になっているのか聞いたうえで今後の取り組みの参考にしたいと考えている。

(会 長) ・⑦その他の項目があるが選択肢以外の取り組みも実施しているのか。

(事務局) ・市民の方からこんな取り組みをしてもらえたらというご意見をいただくために書かせていただいている。

(会 長) ・今あるものの評価と市民からの提案の両方を、このアンケートで抽出すると考えてよい。

(委 員) ・選択肢の名前だけではどのような取り組みかイメージしにくいのではないか。また有人と無人という表記はあまり意味がないのではないか。

(事務局) ・まちかど審査のように有人で行うと来ていただいた人に意見を聞けるが、人に声を掛けられるのが嫌な人もいると思うのでその辺の意見を聞くために書かせていただいている。

(委 員) ・会場に選択肢にある取り組みのわかるものがあればいいと思う。

(会 長) ・イベントの名前よりも有人・無人が回答者に伝わる表記がよいと思う。他にないか。

(委 員) ・資料2で歴史・文化景観の応募が12件と少ないと感じるが、なにか原因として考えられるものはあるか。

(事務局) ・原因はわからないが、例年締め切りが迫ったところに応募される傾向がある。今回も4月末時点で12件だが、現時点では30件程応募されているのでさらに募集の声をかけをしていきたい。

(会 長) ・それでは、議案第2号「こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて」は本案のとおり承認してよろしいか。

(委 員) ・了承

■議案第3号「岸和田市都市景観賞の選考について」

都市景観賞の選考について、事務局より説明

【質疑応答】

- (委 員) ・資料 3-1 について、都市景観賞は環境デザイン委員会と景観審議会の審議事項であるが、都市景観賞選考委員会は環境デザイン委員会に属しているのか。
- (事務局) ・景観審議会と環境デザイン委員会の各々の規則に重複する専門部会を記載してはならない旨の記載があった経緯から、資料 3-1 にはそれを整理した内容を記載している。都市景観賞は環境デザイン委員会の部会、発掘委員会などその他は景観審議会の部会としている。
- (委 員) ・景観審議会規則に「都市景観賞に係るものを除く」と記載されているのは、景観審議会にも都市景観賞に係るものは含まれているが、専門部会については除くという理解でよいのか。
- (事務局) ・はい。
- (委 員) ・都市景観賞選考委員会の中に景観審議会の委員が入っているにもかかわらず「都市景観賞に係るものを除く」という表記で良いのか。
- (事務局) ・記載のとおり、環境デザイン委員会が主となるが、景観審議会からも臨時委員として環境デザイン委員会に委嘱させていただき審査していただく。そこで推薦されたものを景観審議会承認することとなる。選定する際に調査審議する役割を専門部会が担っており、その部会はデザイン委員会に属している。景観審議会には属していないため、景観審議会委員が環境デザイン委員会に委嘱し、当該部会に属してもらうということである。
- (委 員) ・委員としては委嘱されてデザイン委員会の専門部会の委員になる。また、景観審議会は都市景観賞にタッチするという認識でよいのか。
- (事務局) ・都市景観賞選考委員会で推薦されたものが適正であるかを景観審議会に審査していただく。
- (委 員) ・もう一度確認したい。資料 3-1 環境デザイン委員会規則第 7 条第 2 項に関して、都市景観賞選考委員会は環境デザイン委員会の委員から 6 名選ばれるということではないのか。
- (会 長) ・資料 3-4 の別表にある 6 名が環境デザイン委員会の専門部会としての位置づけという理解したのだが違うのか。
- (委 員) ・この資料だけで解釈すると、委員長が指名する 6 名は環境デザイン委員会でないといけな。委嘱では対応できないのではないのか。
- (事務局) ・備え付け資料の 2-5 岸和田市環境デザイン委員会規則に関する資料があり、2-11 ページ第 4 条に臨時委員とある。景観審議会の委員がこの臨時委員として、環境デザイン委員会に入っただき、その上で臨時委員も含めた委員の中から専門部会の委員を選ぶ、という認識である。過去に規則改正の経緯があることや、今回色々ご指摘もいただいたため、一度持ち帰り、不正確であれば正していきたいと思う。
- (委 員) ・おっしゃられたように景観審議会の委員がデザイン委員会の臨時委員としていったん委嘱され、その臨時委員が専門部会の委員として指名されるという認識であれば文言的に問題ないと思う。委嘱状も臨時委員として発令されるのか。
- (事務局) ・はい。委嘱状も発令する予定である。
- (委 員) ・そうであれば資料 3-4 の別表欄に臨時委員と表記すればわかりやすい。
- (事務局) ・はい。表記を改める。
- (会 長) ・それでは書き方も含めて、お持ち帰りいただいて結果を報告していただいた上で、実施に移していただきたい。では、この議論とは別のご意見等あるか。

- (委員) ・都市景観賞の一般公募としてコケチャッカー（車の上に苔を植えている車）は対象に入るのか。
- (事務局) ・コケチャッカーのような可動物も対象になるが、概ね 5 年以内に新築・補修・改修されたものである必要がある。
- (委員) ・まちの演出賞として屋外広告物を対象とすることは賛成であるが、ポスターに書かれている「素敵な看板を教えてください」だと過去の選出内容を勘案すると、別の表現のほうがいいのではないか。
- (事務局) ・その辺については、都市景観賞選考委員会でもご意見をいただきながら良いものにしていきたくと思う。
- (委員) ・平成 30 年度のまちの演出賞はディスプレイに法被が飾られているものが評価されているのでやはり看板という表記では違和感がある。この時はこういった募集をしてどれくらい応募があったのか。
- (事務局) ・平成 30 年度の時も「素敵な建物や看板を教えてください」とさせていただいた。応募の内容についてはすぐに答えることはできないのだが、そのあたりも都市景観賞選考委員会でお話ししたいと思う。
- (委員) ・都市景観賞の対象となるもので、概ね 5 年以内に新築・補修・改修と書かれているが規模の定義はあるのか。
- (事務局) ・特に定義はない。簡単な補修・改修でも対象になる。
- (委員) ・簡単なものでも何らか手を加えればよいということか。
- (事務局) ・景観的に良いものとなれば対象となる。
- (会長) ・それでは都市景観賞の選考について一要領と文言の確認部分もあるが承認してよろしいか。
- (委員) ・（一同）了承

■報告第 1 号「景観施策の取り組みについて」

景観施策の取り組みについて、事務局より説明。

【質疑応答】

- (委員) ・先ほど和歌山大学観光学部の地域インターンシッププログラムということでの報告いただいたが、今年度も活動させていただき 3 年間のプログラムとしている。観光学部ということで観光の視点でこの資源をどう活用するか考えさせてもらっている。また、機会があれば傍聴者として生徒も景観の勉強をしてもらい、委員の皆様と接点を持ってもらいたいと思う。
- (委員) ・景観資源を回るために目印となるものが欲しいとのことだがどういう事なのか。また、行ってみたい場所が蜻蛉池公園やカンカンベイサイドモールの遊歩道と非常にユニークで面白いと思うが、一番の売りである岸和田城やだんじり会館が入っていないのはどうしてか。
- (委員) ・岸和田に来たことがない学生が多く、冊子の地図などでは景観資源を回るには限界があると感じたため、これが景観資源と分かるように看板などの設置があればよりわかりやすいのではないかという意見があった。岸和田城も選択肢にあったが、コロナの影響があり屋内よりも屋外空間にひかれてしまうというのが SNS アンケートにも影響したのではないかと思う。

(委員) ・ボランティアガイドさんに案内してもらっていたら少し変わっていたのかもしれないので、今年実施する中では試してみてはどうか。もう一点、アスマイルは QR コードを読み取り参加すると参加賞などあるのか。

(事務局) ・ポイントがたまる仕組みになっておりまして、QR コードを読み取ると 500 ポイント加算され、週や月ごとに抽選され結果に応じて景品がもらえるようになっている。

■報告第 2 号「令和 4 年度年間スケジュールについて」

令和 4 年度年間スケジュールについて、事務局より説明

* 質疑なし

■その他

(事務局) ・次回の景観審議会は案件が決まり次第ご連絡します。よろしくお願いいたします。

以上